

JGAP 個別認証 同意書

同意書

- (1) 「JGAP 総合規則 農産 2022」「JGAP 農場用 管理点と適合基準（青果物 穀物 茶） 2022」の内容を理解し、遵守します。これらの内容に違反した場合は速やかに報告し、指示に従います。
- (2) 農場は認証の対象範囲に関して「JGAP 農場用 管理点と適合基準 2022」の要求事項に継続的に取り組みます。
- (3) (1)に沿って自己点検を行い、不適合のあった項目は是正完了済みです。
- (4) 審査中に自己点検が行われていないことが判明した場合、審査を終了することがありますが、その場合でも審査料金は発生いたします。
- (5) 認証後に圃場を追加する場合、農場は「JGAP 農場用 管理点と適合基準 2022」の追加圃場に関する自己点検を実施し適合していることを確認しなければならない。これにより追加した圃場で生産された農産物も認証農産物として扱うことができます。
- (6) 審査中に審査員が必要と判断した審査箇所の追加変更があった場合、別途追加料金が発生する場合があります。
- (7) 農場は外部委託する作業が「JGAP 農場用 管理点と適合基準 2022」に基づき実施することに責任を持ちます。
- (8) 以下の理由で審査が中止された場合、審査は無効となり、またキャンセル料金が発生致します。
 - ① 農場側の都合で審査が中断された場合。
 - ② 農場側に起因する理由で審査の続行が不可能と審査員が判断した場合。
 - ③ 審査直前又は審査中のキャンセルをした場合。
- (9) 一般社団法人日本油料検定協会 認証事業部（以下、当事業部という）の審査、確認業務に協力します。
- (10) 審査に必要な書類が提出されたことを当事業部が確認した後、正式な審査の受理となり、審査を開始致します。
- (11) 審査員が審査に必要と判断した記録・文書の閲覧、当事業部の視察、認定機関等による立ち合い審査及びオブザーバー（見学者）の参加を受け入れます。
- (12) 農場側のオブザーバー（見学者）を参加させる場合は事前に当事業部に連絡をします。またオブザーバー（見学者）は審査員の許可のない発言は禁止します。
- (13) 審査中の撮影や録音は禁止します。
- (14) JGAPに関するすべての苦情、製品の不備は、調査し適切な処置を行い、記録を残します。また、当事業部及び審査員が調査を行うことと記録を閲覧することに同意します。
- (15) JGAP 認証を文書/パンフレット/宣伝・広告物等の媒体で行う場合、およびアナウンスをする場合は、認証のあらゆる内容に虚偽がないように行います。

- (16) 農場は認証書の写しを他者に提供する場合、付属書を含む認証書のすべてを提供します。
また、農場はその他の審査に関する情報（審査報告書等）を他者に開示する場合は当事業部に連絡し許可を得ます。
- (17) 農場は品目、農産物取扱い施設を追加、脱退する場合及び農場の名称、所在地、責任者氏名、連絡先（その他認証書に記載の内容）等の追加・変更が発生した場合には、速やかに当事業部に連絡をします。また追加・変更内容に応じて、書類審査、追加審査が必要な場合があることに同意します。
- (18) JGAP 認証マークの使用は、「JGAP 総合規則 農産 2022」「JGAP ロゴマーク使用の細則」等を遵守します。
- (19) 苦情及び異議申し立ては、当事業部に文書をメール等にて送付して頂く事で受付けます。
- (20) 農場が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する「暴力団」およびその関係団体等をいう）であること、反社会的勢力を利用していることが判明した場合には、受付および審査を拒否することがあります。
- (21) 農場側における JGAP 認証に関わる重要な違反及び各種食品安全基準に関する重大な不適合、同不適合による行政指導、処分等については、確実に当事業部に報告します。
- (22) (21)に関して及びその他必要に応じて当事業部を通じて一般財団法人 日本 GAP 協会（以下、日本 GAP 協会という）へ審査に関する資料を含めた情報を報告することに同意します。
- (23) 農場は当事業部が審査報告書等の認証活動に関する資料を日本 GAP 協会に提供し、「認証農場・団体の名称」「認証農産物」のその他付随する情報について、認証取得後に日本 GAP 協会のウェブサイト上で公開されることを同意します。
また、認証の取消しに関しても、日本 GAP 協会がウェブサイト上に掲載することがあることを同意します。
- (24) 農場は日本 GAP 協会の定める登録料を当事業部に納めます。
なお認証の取り消し、返上による登録料の返還はされないことに同意します。
- (25) 審査全般において、下記①②の場合、再度現地で追加審査を行う場合があります。
追加審査に関して費用は別途発生致します。
- ① 当事業部が審査中及び審査後に追加の審査が必要と判断した場合。
② 審査結果で必須項目に対しての適合が70%以下であった場合。
- (26) 「JGAP 総合規則 農産 2022」により当事業部が実施する臨時審査について了承します。臨時審査に関する審査料金は農場側の負担となることに同意します。
- (27) 審査内容や農場審査時間は審査毎に変更する場合があります。
- (28) 当事業部から認証の一時停止、取り消し、返上または認証範囲の縮小等により認証書の返却または破棄を求めた場合、速やかに対応します。
- (29) 他の認証機関から、同じ適用範囲について認証を受けていません。
- (30) 「JGAP 総合規則 農産 2022」に記載の認証の一時停止、取り消しまたは認証範囲の縮小に関する内容に該当する場合、当事業部の指示に従います。
また、過去5年以内に認証機関から認証の取り消し処分はを受けていません。

- (31) 審査後に当事業部から送付した請求書に記載している期日までに審査料金を支払います。
- (32) 農場は、JGAP 認証取得後に認証有効期限内であっても、JGAP 認証を継続する意思のない場合、速やかに当事業部に認証返上の連絡をします。
- (33) 農場は当事業部が以下の内容を遵守することを確認した。
- ① JGAP 認証審査にあたり、「JGAP 総合規則 農産 2022」を遵守致します。
 - ② 公平で非差別的な審査を実施致します。
 - ③ 審査に関わる農場・団体の情報に関して、農場に同意を得ている内容（本同意書（23））及び農場が公開している情報を除き機密情報として取り扱います。（法律によって開示が要求される場合はこの限りではありません。）
 - ④ 認証審査に関して以下の情報に関して農場の要請に応じ利用できるように致します。JGAP 認証に関して（審査方法、認証の授与等の規則手順等）、審査料金に関して、JGAP ロゴマークの使用法並びに授与した認証に関する情報及び苦情・異議申し立ての処理手順に関しての情報。
 - ⑤ 「JGAP 総合規則 農産 2022」に基づき農場に以下の権利を認めます。
 - A) 農場は当事業部に対し苦情・異議申し立てができる。
 - B) 農場は日本 GAP 協会または（公財）日本適合性認定協会に対して苦情の申し立てができる。
 - C) 農場は当事業部が作成した当該農場の審査報告書及びそれに関する情報について当事業部が第三者に開示する事に対して許可する権利をもつ。

上記、同意書の内容（1）～（32）の内容を同意、（33）の内容を確認の上、JGAP 認証審査を申し込みます。

記入日 年 月 日

農場名

所在地

代表者名

印

一般社団法人 日本油料検定協会 認証事業部
神奈川県横浜市南区永田南 1-2-34

認証事業担当理事

印